平成３０年度

富士見町障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成３０年５月２１日制定

１　策定の趣旨

　　富士見町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号　以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

２　適用範囲

　　この方針の適用範囲は、当町各課及び出先機関（以下「各課等」という。）が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

３　調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は次のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

　（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

　　　ア　就労移行支援事業所

　　　イ　就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）

　　　ウ　生活介護事業所

　　　エ　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）

　　　オ　地域活動支援センター

　（２）障害者基本法（昭和45法律第84号）に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

　（３）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

　　　ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

　　　イ　重度障害者多数雇用事業所

　（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

　　　ア　自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障害者）

　　　イ　在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

４　調達の対象とする物品等

　　当町において調達の対象とする物品等は、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

５　物品等の調達の目標金額

　　平成30年度に当町が達成すべき調達の目標金額については以下のとおりとする。

　　　（１）目標金額　2,100,000円

６　物品等の調達に関する町の基本的な考え方

　　障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、各課等において調達している物品等の調達を見直し、また、調達する物品等を限定することなく障がい者就労施設等からの調達に全庁的に取り組むものとする。

７　調達の推進方法

　（１）住民福祉課においては、障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各課等へ情報を提供する。

　（２）各課等においては、障がい者就労施設等からの発注可能な物品等の優先調達について十分配慮する。

８　調達方針及び調達実績の公表

　（１）毎年度、調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。

　（２）調達実績については年度終了後、町ホームページ等により公表する。

９　適用期日

　　この調達方針は、平成３０年４月１日から適用する。